

## 中東知的財産ニュースレター Vol.14 (特別号—UAE 新反不正商品法)

新反不正商品法(2016年連邦法第19号)が制定され、アラブ首長国連邦(UAE)は、模倣行為の取締りに関して、次の段階へと前進します。

2016年12月15日のUAE政府官報による公布後、新法は2016年12月16日に発効しました。しかし、新法によって導入された改正事項は即時有効となったわけではありません。新法の規定を施行するために必要な施行規則の発布が待たれています。

新法第23条は、施行規則の発布期限を180日以内(つまり2017年6月13日まで)と具体的に定めています。また新法第24条は、1979年連邦法第4号に基づき1984年連邦閣僚決議第26号により制定された現行の施行規則が引き続き有効である旨、定めています。

つまり、新法が制定されても変更内容が即時有効となるわけではありませんが、期日内に施行規則が発布されると仮定すれば、新法は2017年中頃までには施行されるものと見込まれます。

新法では、模倣対策の法的枠組みにおいて多くの重要な変更が定められています。本稿では、これらの変更を検証し、UAEにおける模倣活動の現状に与える影響について考察します。

### 模倣を取締まる新制度

新法に基づき、模倣をはじめとする不正行為の取締りに関してUAE連邦規模で責任を担う新たな機関が設置される予定です。さらに、この新機関(商業詐欺対策のための高等委員会)の責任の下、連邦内の各首長国に小委員会が設置され、新法の規定の多くを実施する権限が与えられます。

これはUAEの現体制からの積極的な前進です。現在、連邦内の各首長国は独自の行政権限を有し、他の首長国の当局とは独立して活動しています。例えば、アブダビ、ドバイ、シャルジャで確認された模倣品に対し、行政措置を実施する場合、現在の制度では、これら三首長国の各当局に個別に申請する必要があります。

新法では、各首長国に小委員会が設置され、連邦規模で高等委員会が設置されるため、各首長国が個別に執行権を有する現体制とは異なり、連邦全域における模倣行為を互いに協力して取締まる“一貫体制”が築かれることとなります。

新法第6条は、小委員会に不正組織を最長2週間閉鎖し、商品の廃棄およびリサイクルを実行する権限を与えています。

また小委員会には、法律違反に関する当事者からの和解協議の要求に対応する権限、調停手続きの一環として違法者に罰則を与える権限が与えられます。しかし、小委員会がどのような独自の執行権を持ち、侵害行為に対し、検察庁へ刑事訴追せず、行政上の罰金を科す権限を有するか否かについては、施行規則が発布されるまで明確ではありません。

### 新法の適用範囲

#### (a) 禁止品

新法の規定は、模倣品に限られたものではなく、はるかに広い範囲に適用されます。新法は、商業詐欺が疑われる様々な活動に適用されますが、特に次の三つのカテゴリーに該当する商品の取引を禁じています：

- 模倣品：登録商標と同じまたは類似する商標が施された商品
- 欠陥品：安全に使用できないまたは該当する技術仕様に適合しない商品
- 不正品：適用される **UAE** 連邦法および規則に準拠せず、偽って販売された商品

重要な点として、模倣品の定義は広く、登録商標に類似する商標が付けられた商品も含まれます。新法では、商標の類似性が混乱を来す、または、消費者の誤解を招く可能性があることを証明する必要はありません。問題の商標が登録商標に類似するならば、それだけで、その商標が付けられた商品は模倣品であるとみなすに十分な根拠となります。

さらに新法第 16 条は、購入者が模倣品、欠陥品または不正品であることに気づいている場合も例外ではないことを明確に定めています。つまり、混乱を来さず、消費者の誤解を招かない場合であっても、法律違反となります。

また、模倣品、欠陥品、不正品の広い定義には、並行輸入品をはじめ、様々な商品が含まれます。例えば、連邦外の市場での販売を目的に製造された商品は、**UAE** の適用規則に適合しない可能性があります。よって、そのような商品は不正品の定義に該当するため、新法に基づき、それら商品の輸入および販売は禁止されます。

## (b) 地理的範囲

新法の適用範囲は、地理的に広範囲に渡り、フリーゾーンを含め **UAE** 全域に適用されます。すなわち、新法第 2 条は、不正行為を働いた者全てに新法が適用されることを明確に定めており、フリーゾーンも適用除外としていません。

これは、連邦法が (**DIFC** を除く) フリーゾーンを含め **UAE** 全域に適用されるという基本的な立場を踏襲するに過ぎません。しかし、**UAE** のフリーゾーンにおいて知的財産権を行使することは非常に困難なのが現状です。よって、フリーゾーンも例外ではないことを具体的に定める規定は、権利者にとって有益なものと言えるでしょう。

## 禁止取引

多くの場合、商品が模倣品か、欠陥品か、不正品かの区別は重要ではありません。商品が模倣品、欠陥品、または、不正品である場合、以下の行為は“不正行為”とみなされ、新法により禁じられます：

- 輸入、輸出、再輸出、製造、販売、陳列、販売目的の所持、保管、賃借、市場取引、流通（新法第 2 条第 2 項 A 号）
- 誤解を招く虚偽の宣伝活動による商業広告の実施または実施の約束、販促活動（新法第 2 条第 2 項 C 号）

同様に、一つの例外を除き、模倣品、欠陥品、不正品のいずれにも（後述の）同じ罰則が適用されます。ただし、新法第 3 条は一つの重要な例外を定めており、欠陥品または不正品については、押収した規制当局がそれら商品を製造国へ返送しても良いとしています。しか

し、模倣品には、この選択肢は与えられていません。模倣品は廃棄処分される必要がある旨、新法は明確に定めています。

したがって、新法に基づく限り、安全に使用できない商品、または、UAE の規則に適合しない商品は、規制当局が返送することができますが、模倣品は破壊されなければなりません。この点は、模倣品は再輸出できないことを定める知的財産権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs)第 58 条に合致します。

当然、多くの模倣品は、使用に適さず、たいてい安全規則や他の規則に準拠していません。よって規制当局が不良模倣品を欠陥品および／または不正品とみなして返送するのか、あるいは問題の商品が模倣品である限り、返送の選択肢は与えられないという見解を示すのか、現時点では明らかではありません。

## 廃棄処分の費用

新法は、模倣品の輸入者が商品の破壊および廃棄処分の費用を支払う必要があると定めています。現在は、模倣商品が反不正商品法に基づく行政機関によって押収されたのか、他の法律に基づき規制当局（警察あるいは税関）によって押収されたのかにより、規制当局または権利者が廃棄処分費用を負担することになっています。

そのため、これら費用が輸入者の負担となることは望ましい改正ですが、輸入者の特定や追跡が難しい場合、あまり意味を成さない可能性もあります。

## より厳しい罰則

法律に違反した者には、（模倣品、欠陥品、不正品の廃棄処分に加え）厳しい罰則が科されます。

新法は、模倣品取引をはじめとする不正行為の関与者に対し、禁固刑など新たな刑事罰を定めています。これら罰則には、模倣品取引の関与者に対する最長 2 年の禁固刑や、5 万ディルハムから 25 万ディルハム（およそ 13,500～68,000 米ドル）の罰金が含まれます。これらは、以前の罰金よりも大幅に高く設定されていますが、医薬品および食品の場合、上限が 100 万ディルハム（およそ 27 万 2,000 米ドル）まで引き上げられます。

これらのより厳しい罰則は歓迎すべき改正ですが、小委員会が罰金を科す権限を有するのか、あるいは、刑事訴追により処罰が確定した後、裁判所のみが罰金を科すことが可能なのか、施行規則が發布されるまで明らかではありません。

さらに小委員会は、違法行為を働いた企業を最長 2 週間閉鎖する権限を有します。第 18 条に基づき、裁判所もまた、侵害者を有罪とするか否か決定を下すまでの間、最長 6 カ月間、違反企業を閉鎖する権限を有します。

## 情報の開示

新法第 4 条に従い、取引業者は、侵害者が所有あるいは保有する商品に関する詳細な取引情報を含む商業帳簿および元帳、商品の価格情報および裏付け書類や請求書など、規制当局の要請に応じ、同局に提出する義務を負います。

現在の制度では、UAE の規制当局が不正行為に関連する帳簿や記録を押収することは非常に稀であるため、不正行為の規模や侵害者のネットワークに関する重要な情報を明らかにすることができません。このため、現状では、権利者が模倣品の出元を特定するのに困難を極めるだけでなく、不正行為の規模が明らかになった場合に科せられる罰則よりも大幅に軽い罰金が科せられることがあります。

したがって、新法の第4条は重要な前進であり、規制当局による在庫模倣品の押収だけでなく、商品の出所や不正行為の規模に関わる情報の入手を促進する効果も見込まれます。これにより、権利者は模倣品取引の供給チェーンを特定し、侵害者を民事提訴するために必要な重要証拠を入手することが可能になるかもしれません。今のところ、規制当局が入手した情報がどのように権利者に開示されるのかについては定かではありません。

## まとめ

施行規則が発布されない限り、新法の制定が模倣品の取締りにどのような影響をもたらすのか予測するのは困難です。しかし、新法によって、模倣対策の法的枠組みに多くの重要な変更が加えられることは明らかであり、現状の大幅な改善が期待されます。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 14 (2017年4月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae

كلايد اند كو  
**CLYDE&CO**

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。